

平成30年 第11回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成30年11月12日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第11回会議議事録

- 1 開催日時 平成30年11月12日 午後3時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 19名
- | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|
| 1番委員 | 榎 洸 武 重 | 2番委員 | 櫻 井 孝 司 | 3番委員 | 高 橋 俊 信 |
| 4番委員 | 高 橋 良 一 | 5番委員 | 廣 田 尚 夫 | 6番委員 | 石 坂 達 夫 |
| 7番委員 | 今 井 育 男 | 8番委員 | 吉 野 拓 夫 | 9番委員 | 星 野 榮 一 |
| 10番委員 | 高 橋 俊 一 | 11番委員 | 森 下 一 郎 | 12番委員 | 河 合 博 満 |
| 13番委員 | 小 池 正 明 | 14番委員 | 原 澤 幸 雄 | 15番委員 | 原 澤 章 |
| 16番委員 | 原 澤 孝 一 | 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 18番委員 | 高 宮 玉 江 |
| 19番委員 | 高 橋 久 美 子 | | | | |

- 4 欠席委員 なし

- 5 議事録署名委員

18番委員 高 宮 玉 江 19番委員 高 橋 久 美 子

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 原 澤 真 治 郎 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江

- 7 会議に附した事件

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第41号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第42号 農用地利用配分計画案に関する意見について

協議事項・報告事項

(1)制限除外の農地等異動通知書について

その他

- 8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。
顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に18番委員高宮玉江・19番委員高橋久美子を指名し議事に入る。
続きまして、議事に入ります。
議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1番、〇の〇〇さんから〇の〇〇さんに有償移転です。関係
委員さんの報告をお願いいたします。

7番委員

7番、今井です。

先日4日に調査に行きまわりました。場所は〇線、〇のほうから〇へ向か
って行って、〇を過ぎ、太陽光発電所を過ぎて〇信号というのがあるんですけ
れども、〇信号を過ぎたところ100mなんですけれども、そこを左手に下が
っていった〇のそばの場所なんですけれども、場所はそこにあります。そして、
譲渡人、〇〇さんですか、その方はその道路を県道のほうへ出たところの上で
すね。そのところに自宅があったんですけれども、今はその自宅もなくなっ
て、その土地も〇〇さんが買い受けたということでした。それで、自宅もない
し〇〇さんに宅地も買ってもらったところだしということで、この土地も買っ
てもらえないかという話で、〇〇さんのところへ話があったそうですけれども、
それで自分も行って見たんですけれども、今現在、そのすぐ裏のうちに〇〇さ
んという方が住んでいるんですけれども、そのうちで借りていたと言ってい
たんですけれども、50年も借りていると言っていたんですけれども、実際
には地主の〇〇は別にお金をもらっているわけでもないし、親からもそういう
ことを聞いていないということでありました。それなもので、〇〇さんにそこへ
小屋が建っているのを片づけて、そこへ耕作するというので、間違いないか
と聞いたんですけれども、〇〇さんはその小屋は自分が壊して、そこへ作物を
つくるという話ですので、そんな状況でありました。調査票に隣接地確認、営
農確認ということで、これというところはありませんでした。

ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま、今井委員より報告いただきました。

この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。
いかがでしょうか。なければ、許可でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可相当とします。

続きまして、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について、事
務局よろしく申し上げます。

事務局

3ページをお開きください。

議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見決定を求める。

別紙記入事件、2件。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

それでは、番号1番、〇の畑、〇の〇〇さん所有の土地ですね。〇の〇〇さん、一般個人住宅用地として所有権移転・売買という案件です。担当委員さんからご報告をお願いします。

1番委員

1番、榎渕です。

場所的には、〇のほうに抜けるところなんで、〇というお店をやっていたところなんですけど、もうその家、ご主人亡くなられて、この〇〇というのは兄さんだと思うんですが、弟さんが相続して、ここで〇をやっていたんですが、亡くなられて、当初お母さんのほうに名義がえをしており、それから今度、お母さんがちょっと高齢のために入所されたりしたので、今度また兄の〇〇さんのほうにという土地なんで、すでにこのところ宅地になっています。青いところですね。青い部分だけが畑になっていて、そこを転用で今回お願いするという格好で、全部住宅になっていまして、もうしようがないかなというような状況で、私も特に注視するところはなく、仕方ないなという見解を持っております。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

ただいま榎渕委員より報告いただきました。

この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願います。

いかがでしょうか。ありませんか。

（「異議なし」の声）

なければ、許可相当と決めます。

続きまして、番号2番、〇の田と畑、〇の〇〇さんの息子さん、〇〇さんが一般住宅を建てたいという案件です。担当委員さんの報告をお願いします。

2番委員

2番、櫻井です。よろしくお願いします。

場所は、前回、〇〇さんが地主だったところを農地転用して、住宅にするというすぐそばなんですけれども、〇線、そして〇があって、踏切の名前でいうと〇の踏切というのがあるところですね。そして〇のほうへ向かってきたところ、〇〇さんが農業をやっているんで、借りたいという人は息子さんで、隣接したところということですね。〇〇さんのところから、地目、田と畑2つでなっているんですけども、ちょっと面積が大きい。今の写真でいいますと通路になっているところ、これ便宜上、道路として使っていますけれども、1筆の分け方がその道路とは直角に、そこで切れていまして、そこで手前側が田で自宅より畑という状況になっていて、その中の〇というもともとの658㎡、それを分筆しまして、200、それからもう1筆、畑のほうは〇からの166から分筆しての84㎡ということで、ちょっと面積が大き過ぎるので、その通

路として使っていたところが西といいますか、青い線で囲われたところを359㎡としたいということで分筆した上での面積であります。

面するところは道路と〇〇さんの自宅、それから分筆した自分の畑というふうに囲われていまして、1面だけ〇〇さんと面しているという状況ではありませんが、特に問題はないかと思われま。

以上ですが、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

ただいま櫻井委員よりご報告いただきました。

この案件について質問、意見等がありましたら挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、許可相当と決めます。

続きまして、議案第41号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長 原澤真治郎退室)

事務局

5ページをお開きください。

議案第41号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求め。

別紙記入事件4件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年、1万2,161㎡、使用貸借の通年、2,747㎡、畑は、使用貸借の通年、3,836㎡、田と畑の合計1万8,744㎡です。貸し手は4戸、借り手は3戸でございます。設定期間は、田5年、6年、10年、畑、10年です。

7ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

今のところで、何かご意見ございますか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、承認することに決めます。

続きまして、議案第42号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局より申し上げます。

事務局

9ページをお開きください。

議案第42号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求め。

別紙記入事件、2件です。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、担当委員さん、補足お願いします。

15番委員 15番、原澤章です。
先日10日ですけれども、〇〇さんへ行ってお話を伺ってきました。1も2も以前から借りている場所なんで、それを公社を通して借りる形にただけなんで、何の影響もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 この件に関して、意見ございますか。

14番委員 14番の原澤幸雄です。
今月の2日、3日で貸す側と現地調査をいたしました。以前から借りているところで、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。
何かありますか。
（「異議なし」の声）
なければ、承認することに決めます。
（事務局長 原澤真治郎入室）
次に進みまして、5番の協議事項・報告事項。
事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページをごらんください。
協議事項・報告事項（1）農地法第4条第1項第6号及び農地法第5条第1項第7号による届出について報告いたします。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、報告事項を終了いたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、6番、その他ですが、何か。ありませんか。
（「なし」の声）
なければ、7番、閉会です。

閉会 みなかみ町農業委員会吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後4時00分〕